市会議案第５号

放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成３１年３月２５日提出

吹田市議会議員　　澤田　雅之

同　　塩見みゆき

同　　里野　善徳

同　　藤木　栄亮

同　　吉瀬　武司

同　　小北　一美

同　　竹村　博之

放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書
（案）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性及び創造性の向上と、基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図る事業である。

厚生労働省においては、平成２６年（２０１４年）４月３０日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が策定され、全国的な一定水準の質の確保に向けた取組が進められてきた。

平成３０年（２０１８年）１２月２５日の閣議において、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る「従うべき基準」については、現行基準の内容を「参酌すべき基準」とすることとし、改正児童福祉法の施行後３年をめどとして、その施行状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質を確保する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが決定された。

「参酌すべき基準」は、それぞれの自治体において地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるものであるが、この基準の変更による影響が児童に及ぶことのないよう、放課後児童健全育成事業の運営に関しては一定の配慮が必要である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、放課後児童支援員の適正な配置、資質向上や児童の安全性の確保など、十分な質を担保するため、引き続き財政的な支援や研修の機会の拡充等の必要な措置を講ずることを求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月　日

吹　田　市　議　会